



# 久万広域森林組合だより

Kumakouiki Forest Owner's Association

第40号 2015年1月1日発行

## CONTENTS

組合長あいさつ ······	P1
森林管理センター ······	P2~P3
組合員手続きのご案内 ······	P4~P5
トピックス ······	P6
木材市況 ······	P7
購買からのお知らせ ······	P8

謹賀新年



代表理事組合長  
大野 護

## 新年の ごあいさつ

明けましておめでとうござります。

組合員の皆さまにおかれましては、ご健在で良き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、組合事業に対しまして温かいご支援とご協力を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、森林は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の機能を有しております。私たちの生活と密接に関わっています。そして、林業地である久万高原町では、物質生産機能である木材の生産に特に力を入れながら、森林と深い関わりをもつていています。

間伐を主体とした木材生産を行うことにより、これまで手入れが遅れていた多くの山林に光が差し込むようになってきました。

昨今では、柱などの構造材としての木材利用に加え、自然エネルギーとしての木材利用が求められるようになり、四国内にもいくつかの本質バイオマスエネルギー発電所の建設が計画されています。これらの需要に対する、更なる木材生産力が要求されるようになって参りました。

組合が行っている圃地施設も本格的に動き始めてから今年で十年目を迎えようとしております。一年間の間伐面積も約千ヘクタールを安定的に実施できるよう

になりました。森林・林業を取り巻く状況は、依然厳しい状態ですが、役職員一丸となって、より良い山づくりを目指し、時代のニーズに応えられるよう努力して参ります。今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、組合員の皆さまの今年一年のご多幸とご健勝をご祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

工事をはじめ、多くの子供たちも参加してくださいました。

## 上棟式

平成二六年九月十一日に森林管理センターの上棟式を執り行いました。



柱に供えられたお札

工事は間もなく完了し、今春から新しい事務所で皆さまをお迎えさせていただきます。

工事期間中は、近隣の皆さまをはじめ、組合本所をご利用の多くの皆さまにご迷惑をお掛け致しました。

この場をお借りいたしまして、様々な協力を賜りまして、心ばかりの感謝の気持ちで、夕方から餅まきをさせていただき、ご近所の皆さまをはじめ、皆様のご利用をお待ち申し上げます。



上棟式後の餅まき

# 森林管理センター

「森林管理センター」が今春オープンします。久万高原町管内の山林整備をより一層充実させ、地域森林の管理や林業の振興を目指します。本センターは、森林所有者の山林に関する様々なお悩みや新たな制度等へのご質問・相談にお応えする窓口として運営します。ぜひ、ご利用下さい。



## 利用について

「森林管理センター」には、活性化センター、森林整備課、総務部が入ります。それぞれの部署が培ってきた様々なノウハウを活用しながら、組合員の皆さまからのご相談にお応えしたり、新たな制度や技術の講習会等を開催します。

久万に山林をお持ちの方

山林管理でお悩みの方

キノコをつくってみたい方

間伐をしたい方

など森林・林業に関するご質問

また、相談所としての役割に留まりず、森林経営委託の締結により、森林所有者の皆さまの不安を少しでも取り除きながら、持続的な地域の森林管理を行なっていました。「久万高原町に山林をお持ちの方」「山林でお悩みの方」「キノコ栽培に興味がある方」「山の手入れがしたい方」…山林に関するご質問などあれば何でもご相談ください。皆さまの来所をお待ちしております。

森林管理センターに配置する森林組合の取組みをご紹介します。今まで別々だった3つの部署がワンフロアに集まり、きめ細やかな相談ができるように配置することを計画しています。

## 活性化センター



間伐は、専用の林業機械で効率的に行います。

## 森林整備課



依頼を受けた個人の山を個別に施業します。

## 総務部

個人からの間伐施業の請負や、立木証明書の発行等を行っています。まとまった面積を間伐する団地施業とは異なり、小面積の施業が中心です。間伐依頼を頂いたら見積書を発行し、組合員（所有者）と相談の上、間伐を実施しています。間伐の時期や技術的などなど、いつでもご相談ください。

活性化センターには、森林施業プランナー協会から森林管理の専門家として認定された「森林施業プランナー」が十一名所属しています。森林調査や所有者への間伐施業の提案、間伐の現場管理、補助金の適用などの専門的な知識や経験を活かしながら仕事をしています。

山の手入れが困難で、自分で間伐ができるくない人、相続したけれどどう管理したら良いか分からぬ人、団地施業に参加したい人達と「森林経営委託」を結び、森林の管理を行っています。

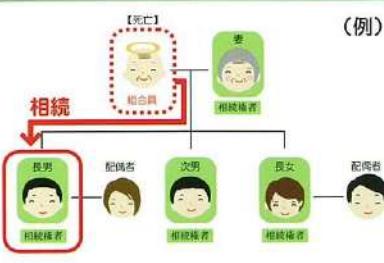
自分の山林で気になる事や心配事などあります。お気軽に立ち寄って下さい。



# 組合員手続きのご案内

## 組合員の名義変更は組合員の生死により方法が異なります

### 相続 組合員が死亡している場合



番号	提出書類	備考
(1)	相続届もしくは相続による組合加入申込書	*1
(2)	遺産分割協議書(コピー可)	*2
(3)	同意書(相続権者全員からの同意が必要)	実印押印
(4)	印鑑証明(相続権者全員分)	原本
(5)	改製原戸籍等相続関係が分かるもの	コピー可 【役場で取得】

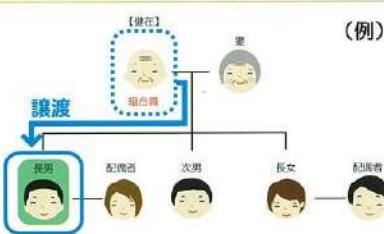
定款では死亡日から90日以内に手続きを行うよう定めています。  
また、手続きをお済みの方は、直ぐに手続きを行って下さい。

\*1: 相続する人が組合員の場合は「相続届」、組合員でない場合は「相続による組合加入申込書」を使用します。

\*2: (2)がある場合、(3)(4)(5)は不要です。

\* お手続きには実印と印鑑証明が必要です。

### 譲渡 生前に権利を譲りたい場合



番号	提出書類	申請者	備考
(1)	持分譲渡承認願	組合員	認印可
(2)	持分譲渡に伴う加入申込書	譲受人	認印可
(3)	持分譲渡承諾書(写)	譲受人	

#### 【手続きの流れ】

- ① 持分譲渡承認願を組合に提出
- ② 理事会(承認)
- ③ 持分譲渡承諾書の発行【現組合員(申請者)に郵送します】
- ④ 持分譲渡に伴う加入申込書に持分譲渡承諾書(写)を付けて提出
- ⑤ 手続き完了【新組合員(譲受人)に証明書を郵送します】

\* 山林を受け継ぐ人を基本に譲り渡してください。  
\* 譲渡は、同意書を必要としないので、譲受人を誰にするかを予めご家族でご相談ください。  
\* お孫さんに譲り渡すこともできます。

### その他の手続き

#### 加入 新規に加入される場合

- ・手続きには認印が必要です。
- ・総代会前2週間は受付できません。

#### 増資 出資口数を増やしたい場合

- ・手続きには認印が必要です。
- ・出資金が増え、口数が増加します。

#### 脱退 組合員を脱退したい場合

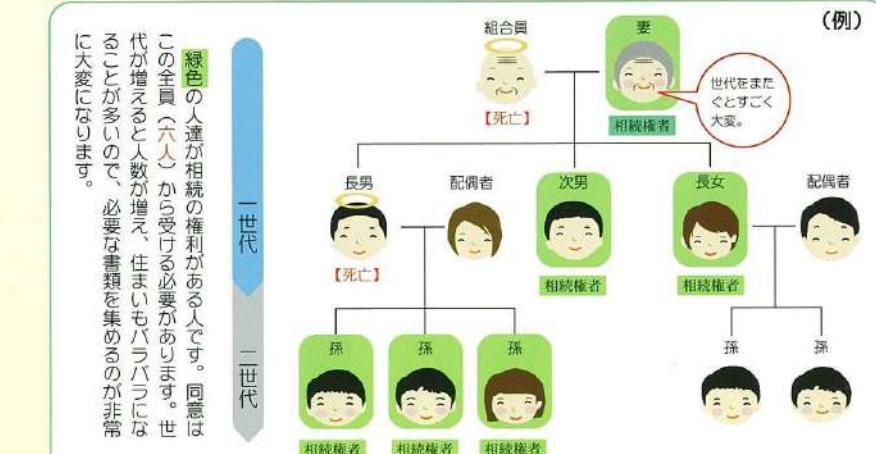
- ・手続きには認印が必要です。
- ・出資金の払い戻しは総代会後になります。

\* 相続を除く手続きは、名義人以外からの申請は受理できません。相続脱退の場合は、相続と脱退を合わせた手続きが必要です。  
\* 現在、出資証券は廃止し、証明書を発行しています。出資証券をお持ちの方はお手続きの際に総務部までお持ちください。  
\* 出資は1口:千円です。  
\* 脱退のお申し込みは、年度末(3/31)の60日前までの受付です。これを経過すると次年度の取扱いになるのでご注意ください。  
\* 出資に関するお問い合わせは総務部までお気軽にご連絡ください。

### 相続手続きについて知つておく5つのこと

- ① 死亡した後の名義変更是、権利の「相続」によって行います。
- ② 組合員の権利は、一人のみ相続できます。
- ③ 「山林名義」は法務局、「組合員名義」は組合に届けます。
- ④ 相続人に孫がいると、手続きがとても大変です。
- ⑤ 名義人が亡くなっていたら、相続しないと脱退はできません。

組合員の皆さまの高齢化が進んでおり、また、名義変更是、権利の「相続」によって行います。また、転居や団体の代表者の変更に伴う住所変更もご一報ください。



- ①名義変更 || 相続
- 組合員が亡くなられた場合、組合員の権利は相続人に継承されます。権利の相続は、出資金の異動も伴うので、遺産分割協議書の「コピー」を添えて申請下さい。なお、相続権利者全員からの同意書、相続関係が証明できる書類での申請も可能です。
- ②相続加入 || 一名のみ
- 当森林組合の定款第十条に「相続加入」について規定されており、相続権者が複数人ある場合は、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人が権利を継承すると定められています。
- ③山林名義と組合員
- 山林名義の変更是法務局へ、組合員の名義変更是組合へ届けて下さい。
- ④多世代をまたぐと大変
- 相続対象者にお孫さんが含まれる場合は、対象になるお孫さんの同意も必要になります。
- ⑤脱退の前に相続が必要
- 名義人が死んでいても、組合員の相続後でないと脱手手続きができません。それは、死亡した人のからの脱退申請は受理できないからです。

○お早目の手続きをお願いします	◎お早目の手続きも可能です。	◎お早目の手続きを行ってください。
手手続きについて分からぬことがあります。お気軽にお相談ください。	手手続きについて分からぬことがあります。お気軽にお相談ください。	手手続きについて分からぬことがあります。お気軽にお相談ください。
郵送での手続きも可能です。	郵送での手続きも可能です。	郵送での手続きも可能です。
※死亡日から90日以内に手続きを行ってください。	※死亡日から90日以内に手続きを行ってください。	※死亡日から90日以内に手続きを行ってください。
是非、ご連絡ください。	是非、ご連絡ください。	是非、ご連絡ください。
出資に関する連絡先	出資に関する連絡先	出資に関する連絡先
久万広域森林組合 総務部 〒791-1201 愛媛県宇摩郡久万高原町久万 265番地3 (電話) 0892-21-1255 (FAX) 0892-21-12710	久万広域森林組合 総務部 〒791-1201 愛媛県宇摩郡久万高原町久万 265番地3 (電話) 0892-21-1255 (FAX) 0892-21-12710	久万広域森林組合 総務部 〒791-1201 愛媛県宇摩郡久万高原町久万 265番地3 (電話) 0892-21-1255 (FAX) 0892-21-12710

# トピックス

平成二六年十月一八・一九日の二日間に渡り、第四回林業まつりが盛大に開催されました。今年は天気にも恵まれ、久万高原町内外からたくさんの方々が会場におこしくださいました。

## 久万林業まつり



親子木工教室



当組合は、購買部門の出店や、活性化センターの山林相談、親子木工教室、そして、特選製品の販売等いろいろな催し物を行い、来場された方々に楽しんでいただきました。



人気の親子木工教室に今年も沢山の参加者が集まりました。自慢の作品を持って笑顔でポーズ。



椎茸や道具類をお祭り価格で販売し、恒例の「椎茸のつかみ取り」は今年も人気でした。



この時期限定の選び抜かれた柱には、開始後直ぐに次々と「売約済み」が貼られていきました。



山林相談会では多くの人達が自分の山を地図で確認したり、施業の相談などをしていました。

## 職員募集のお知らせ

職員を募集しております。

詳しくは総務部までお問い合わせください。

【応募資格】年齢：18歳以上

普通自動車運転免許（A T限定不可）

【仕事内容】造林事業、木製品加工販売

【勤務地】久万高原町内

【勤務時間】8:00～17:00

【休日・休暇】休日：日祝他、第2・4土曜日

### ○お問い合わせ先○

電話	0892-21-1255
住所	久万高原町久万265-3
担当部署	久万広域森林組合 総務部

## 記念市（久万市場）



久万市場では、林業まつり当日に先駆け、記念市を開催しています。普段は出荷されない貴重なものが多数出そろいます。県内外から買い方の皆様が集まり、場内に並べられた原木を見定めていました。

# 木材市況

出荷者の皆様には多数出荷頂き誠に有難うございました。

昨年は消費税増税に伴う駆け込み需要が一段落し、木材価格も急落するのではないかと心配しておりましたが、7～8月にかけての天候不順により、出材が少なかつたことや円安による外材価格の高騰等により、小幅な価格低下に留まつたと思つております。

原木の荷動き状況ですが、杉は価格が比較的安定しており、荷動きも良好で市売り材は全て完売する状況でした。一方桧は、荷動きが悪く価格が徐々に低下し、物によつては杉と桧の価格差がほとんどないものもありました。

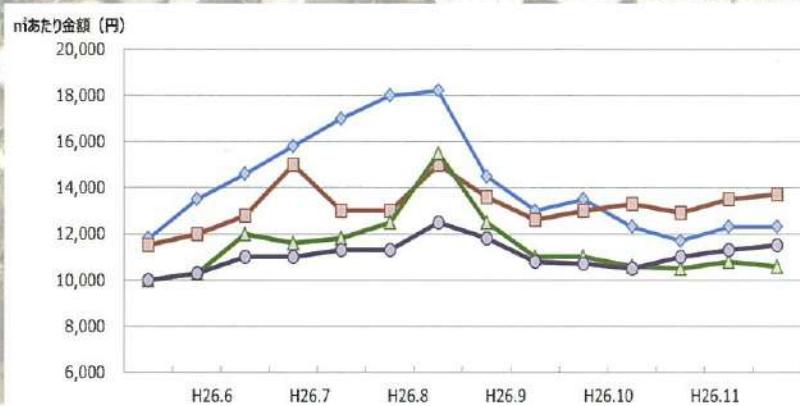
また、パレット、梱包用材の需要が多くなつており、低質材の価格が徐々に上がっています。一般建築用材は価格があまり上がらないため、低質材と一般材の価格差が次第に小さくなつてきております。

今後の見通しは、杉は大幅な変化は無く、そのまま推移していくと考えております。桧は、今後の状況にもよりますが、荷動きが悪く、価格もあまり期待が持てないのでないかと思つております。

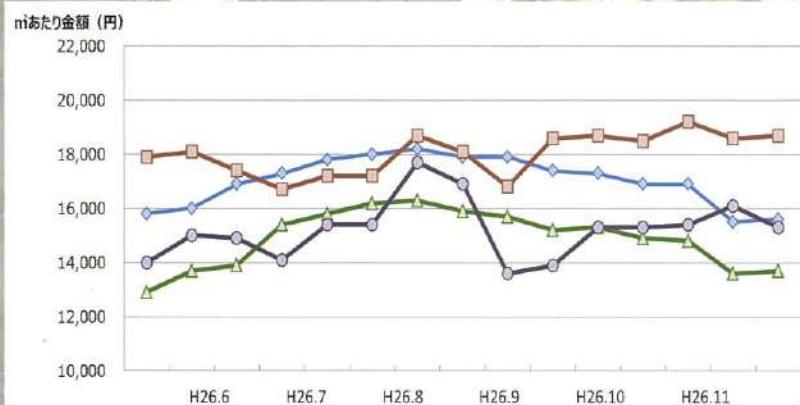
最後になりましたが、今年も宜しくお願い申し上げます。

木材市場 中嶋

スギ 3m 木材市況（最近6ヶ月間の推移）



ヒノキ 3m 木材市況（最近6ヶ月間の推移）



# 購買からのお知らせ

## 種菌

## あとがき

### 植菌方法

- ・植菌時期は2月～4月、梅の花が咲く頃から桜の咲く頃が適期です。
- ・原木に種菌の径にあつた穴をあけ、金づちで種菌の頭が樹皮面より出ないように打ち込みます。
- ・植菌個数は木口直径(cm)の2.5～3倍の数が標準です。(長さ90～120cm)

当組合ではしいたけの種園を取り扱っております。  
しいたけは品種開発が進んでおり、多くの品種があります。原木栽培ならではの品質・美味しさを追求した優良品種のしいたけを育ててみませんか?

### 人気の3品種

品種名	発生型	発生温度	種菌直径	価格(税込)	特 性
115	低中温 (冬春型)	8℃以下	8.0mm	1,000駒入り ¥2,916	超肉厚、美味の品種でどんこ・こうこの代表品種
					種駒の発生最盛期は2年ほど木
					林内での自然栽培のほかハウス栽培も可能

品種名	発生型	発生温度	種菌直径	価格(税込)	特 性
240	中低温 (春秋型)	10℃以下	8.0mm	1,000駒入り ¥2,916	傘は大きく円形丸山型。柄が短く採取しやすい
					ほど化が良く、発生の最盛期は2年ほど木
					春と秋の2回程度の発生ピークがある

品種名	発生型	発生温度	種菌直径	価格(税込)	特 性
にく丸	中温 (秋春出)	7℃～ 20℃	9.2mm	1,000駒入り ¥3,348	こうこ・どんこを中心発生
					大型でボリューム感のあるキノコが発生
					散水での発生が容易で気象に左右されにくい

※詳細は、お気軽にお問い合わせください。  
※椎茸以外にもなめこ・ひらたけ・さくらげ・くりたけ等取り扱っております。  
※しいたけの出荷も承っております(乾燥機で乾燥したもの)。

### お問い合わせ先

久万広域森林組合 購買係  
(電話) 0892-21-1255  
(FAX) 0892-21-2710

総務部長 (経営企画室長)  
西口 邦彦

最後になりますが、組合員の皆さまにとって今年も実り多く、素晴らしい年になりますようご祈念申し上げます。

